

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	28	府省庁名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	都市農地の保全のための措置の充実に伴う所要の措置		
要望内容 (概要)	都市農地の保全のための措置の充実に合わせて、都市農地に係る税制について、土地利用規制等の措置に応じた所要の措置を講じる。		
〔関係条文〕	〔 — 〕		
減収見込額	〔初年度〕 — （ — ）	〔平年度〕 — （ — ）	〔改正増減収額〕 — （単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 都市農地を保全し、良好で緑豊かな都市環境の形成を図ることを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）においては、都市農業の安定的な継続とその機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することが目的とされ、国及び地方公共団体は、土地利用に関する計画及びこれに基づく措置を踏まえ、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとされている。</li> <li>都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画（平成28年5月13日閣議決定）においては、「都市計画上の意義が認められる農地のより確実な保全を図る観点から、都市計画制度の充実を検討する」、また、「現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、都市農業振興の観点も踏まえ、農地保全を図る意義について検討した上で、必要な対応を行う」こととされている。</li> <li>今般、都市農業振興基本計画に基づき、都市農地の保全のための措置の充実に図るとともに、必要な税制措置を講じる必要がある。</li> </ul>		
本要望に対応する縮減案	—		
ページ		28 - 1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	都市農地の保全のための措置の充実に伴う所要の措置（国税） 新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置（国税）（地方税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	都市農業振興基本法の制定を受けた都市農地・緑地に係る所要の措置（H28 年度要望）